



令和5年11月21日
報道発表資料
川崎市（市民文化局）

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な 差別的言動に該当する旨等の公表について

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

【問合せ先】 川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 松本
電話 (044) 200-2369

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識
 - (1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
 - ア 「さっさと●●（特定の国名）へ帰って」という趣旨の表現（事案番号1）
 - イ 「日本から出てけ」という趣旨の表現（事案番号2）
 - ウ 「祖国へ帰ったらいかがでしょうか」という趣旨の表現（事案番号3）
 - エ 「日本からはとっとと出て行け」という趣旨の表現（事案番号4）
 - オ 「在日は日本にいない人間。密航者で日本の福祉にたかって生きる外人なんかいらん」という趣旨の表現（事案番号5）
 - カ 「日本じゃなくてもいいから出て行け」という趣旨の表現（事案番号6）
 - キ 「とっとと祖国の××××（特定の地域名）に帰ればいいだけじゃん」という趣旨の表現（事案番号7）
 - ク 「日本から消えろ」という趣旨の表現（事案番号8）
 - ケ 「とっととお帰りください」という趣旨の表現（事案番号9）
 - コ 「安心して生きていきたいのならば、祖国に帰れよ」という趣旨の表現（事案番号10）
 - サ 「さっさと帰ってどうぞ」という趣旨の表現（事案番号11）
 - シ 「帰れよ」という趣旨の表現（事案番号12、14、15、22、32及び56）
 - ス 「帰れ」という趣旨の表現（事案番号13）
 - セ 「祖国へお帰りになったらいかがですか」という趣旨の表現（事案番号1

- 6)
- ソ 「◆◆◆◆◆ (誹謗中傷する表現) のゴミ」という趣旨の表現 (事案番号 17)
 - タ 「さっさと帰れよ」という趣旨の表現 (事案番号 18)
 - チ 「差別国家からは今すぐ逃げ帰るべきだろ」という趣旨の表現 (事案番号 19)
 - ツ 「また迷惑かけてんのかクソ在日しねばいいのに」という趣旨の表現 (事案番号 20)
 - テ 「一刻もはやく帰国しろよ」という趣旨の表現 (事案番号 21)
 - ト 「帰るべき国があるのだから 帰ればいいだけ」という趣旨の表現 (事案番号 23)
 - ナ 「自分の国に帰って欲しい」という趣旨の表現 (事案番号 24)
 - ニ 「在日を排除すれば良いだけ」という趣旨の表現 (事案番号 25)
 - ヌ 「在日は義務果たしに帰国しなさい」という趣旨の表現 (事案番号 26)
 - ネ 「帰れ」及び「さっさと帰れ」という趣旨の表現 (事案番号 27)
 - ノ 「差別されるとこから一刻も早く出られることをお勧めしているんです」という趣旨の表現 (事案番号 28)
 - ハ 「日本が気に入らないなら帰るしかねえじゃん」という趣旨の表現 (事案番号 29)
 - ヒ 「日本が嫌なら祖国に帰ったらいいのに」という趣旨の表現 (事案番号 30)
 - フ 「さっさと帰れ」という趣旨の表現 (事案番号 31 及び 35)
 - ヘ 「国籍国に帰るべき」という趣旨の表現 (事案番号 33)
 - ホ 「帰れって」という趣旨の表現 (事案番号 34)
 - マ 「さっさと国へ帰れよ」という趣旨の表現 (事案番号 36)
 - ミ 「さっさと国へ帰ってくれ」という趣旨の表現 (事案番号 37)
 - ム 「祖国にお帰りください」という趣旨の表現 (事案番号 38)
 - メ 「嫌なら国帰れよど正論だろうが」という趣旨の表現 (事案番号 52)
 - モ 「祖国へ帰れと言うのは、差別的な発言ではなく、妥当な措置の提案だろ」及び「日本人に合わない文化に固執するなら、日本から出ていけというのは至極真っ当な意見」という趣旨の表現 (事案番号 53)
 - ヤ 「日本を害するなら帰れと言ってはいけないことなど何一つない」という趣旨の表現 (事案番号 54)
 - ユ 「祖国で幸せに暮せば良いじゃんってのは正論」という趣旨の表現 (事案番号 55)
 - ヨ 「おまえが帰ればいいだけだろ」という趣旨の表現 (事案番号 57)
 - ラ 「さっさと帰れと言ってるだけ」という趣旨の表現 (事案番号 58)
 - リ 「日本国に馴染めないのなら帰るなり死ぬなりお好きにどうぞ」という趣

旨の表現（事案番号73）

(2) インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿を掲載又は転載をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア 「あなたの居場所は●●（特定の国名）よ」という趣旨の表現（事案番号39）

イ 「おかえりもらわんとな」及び「△△△△（特定の民族に対する蔑称）共は一匹足りとも必要ない」という趣旨の表現（事案番号40）

ウ 「日本にはいない人なので」という趣旨の表現（事案番号41）

エ 「頼むから帰って下さい」、「母国が大変なので帰って下さい」、「金やるから帰って下さい」、「強制送還」及び「帰ってもらうべき」という趣旨の表現（事案番号42）

オ 「祖国へ永住を断行してください」という趣旨の表現（事案番号43）

カ 「祖国に帰れば良いつて話なんだが」という趣旨の表現（事案番号44）

キ 「恥ずかしい民族」、「劣等民族」、「◎◎（特定の人々に対する差別的表現）」及び「馬鹿民族」という趣旨の表現（事案番号45）

ク 「□□□□人◇◇◇人（特定の民族名）やら扇動して襲わせるか」という趣旨の表現（事案番号46）

ケ 「今すぐ国内在住●●人（特定の民族名）を皆殺しにしろや」という趣旨の表現（事案番号47）

コ 「出てけ」という趣旨の表現（事案番号48）

サ 「「出ていけ」と言うのは当然」という趣旨の表現（事案番号49）

シ 「祖国に帰れ」、「不法滞在するな」、「日本に住むな」、「日本に住む権利がないだろ」及び「日本から出て行け」という趣旨の表現（事案番号50）

ス 「日本国民で監視しましょう」、「監視して、隠し撮りして、こいつの動向を、全て晒しましょう」及び「目には目を、歯には歯を、アンフェアには、アンフェアを」という趣旨の表現（事案番号51）

セ 「「祖国に帰れ」は差別やヘイトスピーチではなく、反社会的な外国人への普遍的な対応だろ」という趣旨の表現（事案番号60及び68）

ソ 「祖国へ帰れ」という趣旨の表現（事案番号61及び69）

タ 「三世は帰らないといけないんじゃないの」という趣旨の表現（事案番号62、64及び70）

チ 「いやなら祖国へ帰れ」という趣旨の表現（事案番号63）

ツ 「祖国へ帰れと言われて怒るのは××人（特定の民族名）ぐらいだ、普通はハイそうですかと帰るけどな」という趣旨の表現（事案番号65）

テ 「腐れ××人（特定の民族名）」、「犯罪者の子孫」、「日本から出て行け」

及び「下等生物」という趣旨の表現（事案番号66）

ト 「在日が帰国すれば祖国の力になるから、帰れと言っているんだろが」という趣旨の表現（事案番号67）

ナ 「安全で差別のない祖国にお帰りというのは、当然では」という趣旨の表現（事案番号71）

ニ 「祖国に帰ったら良いだろというのが、なぜヘイトになるんだろかね。ヘイトというよりは、自分にとって都合の悪い意見に過ぎないだろ」という趣旨の表現（事案番号72）

(3) インターネット上のブログサイト「アメーバブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「工作人員には人権がないから処分するしかない」、「可能な限り早く帰国されるのが望ましい」及び「祖国へ帰れと言われても仕方がない」という趣旨の表現を含む投稿を掲載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。（事案番号59）

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1（1）、（2）及び（3）に記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

- (1) 上記1（1）の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
- (2) 上記1（2）の表現を含む動画について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。
- (3) 上記1（3）の表現を含む動画について、「アメーバブログ」を運営する株式会社サイバーエージェントに削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和5年11月20日

5 その他

- (1) 上記1（1）、（2）及び（3）の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。